

平成 29 年 6 月 23 日

高知県議会議長 浜 田 英 宏 様

高知県議会総務委員会委員長 坂 本 孝 幸

印

総 務 委 員 会 報 告 書

平成 29 年 2 月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
29. 4. 6	正・副委員長の互選について	
自 29. 4. 18 至 29. 4. 20	本庁の業務概要について	
29. 5. 8	出先機関等の業務概要について	高 知 方 面
自 29. 5. 11 至 29. 5. 12	〃	幡 多 方 面
29. 5. 15	〃	佐 川 ・ 梶 原 方 面
29. 5. 16	〃	高 知 方 面
29. 5. 18	〃	須 崎 ・ 高 知 方 面
29. 5. 25	〃	高 知 ・ 香 南 方 面
29. 5. 26	〃	安 芸 ・ い の 方 面
29. 5. 30	〃	高 知 ・ 南 国 方 面
29. 5. 31	〃	土 佐 市 ・ 高 知 方 面
29. 6. 2	〃	香 南 ・ 田 野 ・ 安 芸 方 面

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

平成 29 年 6 月 23 日

高知県議会議長 浜 田 英 宏 様

高知県議会危機管理文化厚生委員会委員長 弘 田 兼 一

印

危 機 管 理 文 化 厚 生 委 員 会 報 告 書

平成 29 年 2 月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
29. 4. 6	正・副委員長の互選について	
自 29. 4. 18 至 29. 4. 20	本庁の業務概要について	
29. 5. 8	出先機関等の業務概要について	高 知 方 面
29. 5. 10	〃	高 知 方 面
29. 5. 11	〃	南 国 ・ 高 知 方 面
29. 5. 15	〃	高 知 方 面
29. 5. 16	〃	いの・佐川・高知方面
29. 5. 18	〃	安 芸 方 面
自 29. 5. 25 至 29. 5. 26	〃	幡 多 方 面
29. 5. 29	〃	南 国 ・ 香 美 ・ 高 知 方 面
29. 5. 30	〃	高 知 ・ 須 崎 方 面

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

平成 29 年 6 月 23 日

高知県議会議長 浜 田 英 宏 様

高知県議会商工農林水産委員会委員長 梶 原 大 介

印

商 工 農 林 水 産 委 員 会 報 告 書

平成 29 年 2 月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
29. 4. 6	正・副委員長の互選について	
自 29. 4. 18 至 29. 4. 20	本庁の業務概要について	
29. 5. 8	出先機関等の業務概要について	高 知 方 面
29. 5. 12	〃	高 知 ・ 香 美 方 面
29. 5. 15	〃	高 知 ・ 土 佐 市 ・ い の 方 面
29. 5. 16	〃	須 崎 ・ 四 万 十 町 方 面
29. 5. 25	〃	南 国 ・ 嶺 北 方 面
29. 5. 26	〃	安 芸 ・ 室 戸 方 面
29. 5. 29	〃	高 知 ・ い の ・ 日 高 ・ 佐 川 ・ 仁 淀 方 面
自 29. 6. 1 至 29. 6. 2	〃	幡 多 方 面

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

平成 29 年 6 月 23 日

高知県議会議長 浜 田 英 宏 様

高知県議会産業振興土木委員会委員長 依 光 晃一郎

印

産 業 振 興 土 木 委 員 会 報 告 書

平成 29 年 2 月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
29. 4. 6	正・副委員長の互選について	
自 29. 4. 18 至 29. 4. 19	本庁の業務概要について	
29. 5. 9	出先機関等の業務概要について	南国・香美方面
29. 5. 10	〃	嶺 北 方 面
29. 5. 12	〃	高知(国等)方面
29. 5. 15	〃	須崎・四万十町方面
29. 5. 16	〃	須崎・梶原方面
29. 5. 18	〃	いの・佐川・越知方面
自 29. 5. 25 至 29. 5. 26	〃	幡 多 方 面
29. 5. 29	〃	高知・安芸方面
29. 5. 31	〃	芸西・室戸方面

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

平成 29 年 6 月 23 日

高知県議会議長 浜 田 英 宏 様

高知県議会議会運営委員会委員長 三 石 文 隆

印

議 会 運 営 委 員 会 報 告 書

平成 29 年 2 月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
29. 4. 6	(1) 委員長の互選について (2) 副委員長の互選について (3) 委員席の指定について (4) 本会議の運営等に関する申し合わせ事項について (5) 説明員席の変更について (6) 前期議会運営委員会からの引継事項について (7) その他	
29. 6. 16	(1) 6 月定例会の日程及び運営について (2) 前期議会運営委員会からの引継事項について (3) 議会運営委員会の調査出張について (4) その他	

以上、報告の詳細については、委員会記録を参照してください。

意見書に関する結果について (平成29年2月定例会における議決に関するもの)

1 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入等を求める意見書

指定給水装置工事事業者制度の改善を盛り込んだ、水道法の一部を改正する法律案が、第193回通常国会へ提出された。

改正の趣旨は、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足など、水道が直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずるものとなっている。

改正の内容には、指定給水装置工事事業者の資質の保持や実体との乖離を防止するため、給水装置工事事業者の指定に更新制（5年）を導入することが盛り込まれたが、今国会では審議に至らず、成立しなかった。

今後、厚生労働省としては、臨時国会等において早期に成立を目指す予定である。

2 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書

国においては、平成28年度から、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業を創設して、鉄道・バス等の公共交通機関や観光拠点情報・交流施設及び宿泊施設におけるWi-Fi環境の整備に対する支援など、訪日外国人の受け入れ環境の整備に向けてさまざまな取り組みが行われているところである。また、防災面では、平成29年度から31年度までの3カ年における、防災等に資するWi-Fi環境の整備計画を定め、Wi-Fi環境の整備を推進しており、平成29年度から国庫補助事業（公衆無線LAN環境整備支援事業31.9億円）や緊急防災・減災事業債（充当率100%交付税算入率70%）による財政的支援措置が導入された。

県においては、平成29年度に、公共交通案内多言語化推進事業費補助金及び外国人観光案内所設置支援事業費補助金を創設し、空港連絡バスや高速バス内のWi-Fi環境、観光案内所での無料公衆無線LAN環境の整備を支援することにより、本県を訪れる外国人旅行者の受け入れ環境の整備を積極的に推進することとしているほか、市町村及び県を構成員とし、平成29年4月に設立した高知県外国人観光客向けFree Wi-Fi整備推進協議会において、外国人観光客が、県内のFree Wi-Fiのスポットで新たな認証を行うことなく無料Wi-Fiサービスを利用できる環境づくりを進めている。また、防災面においても、避難所へのWi-Fi環境の整備に対する補助制度により、市町村の取り組みを支援している。

3 ニホンウナギ資源の適切な管理と持続的な利用に関する意見書

ウナギ資源を利用する関係国（日本、中国、韓国、台湾）は、平成26年9月にニホンウナギの池入れ数量の削減などの資源管理に関する共同声明を発出し、その後も政府間協議や官民合同の会合を継続しており、直近の政府間協議は平成29

年6月1日、2日に、韓国において開催されている。

国においては、平成27年度からウナギ養殖を指定漁業（許可制）とするとともに、共同声明に基づきシラスウナギの池入れ数量の上限を設定し、養鰻業者の池入れ数量をしっかりと管理することによって、ニホンウナギの資源管理を実施している。また、関係都府県に対しては、密漁防止対策や採捕数量報告の徹底に関する技術的助言を発出している。

ニホンウナギ人工種苗の大量生産技術開発については、国が以前から取り組んでおり、これまでに、数百尾のシラスウナギの生産に成功している。平成29年度からは、これまでの技術開発の成果を踏まえ、ウナギ種苗生産の商業化に向けた大量生産システムの確立に向けて、親ウナギの催熟・採卵・ふ化管理技術の改良やふ化仔魚の生残率の向上、省力化、省コスト化に関する実証試験を、平成32年度までの期間で取り組むこととしている。

県では、平成29年4月27日、28日に関し、水産庁に対し、当該意見書と同趣旨の政策提言を行うとともに、県内の養鰻業者と内水面漁業関係者との相互理解の醸成を図るため、6月22日に協議の場を設定している。

また、平成29年3月28日には、高知県養鰻生産者協議会においても、元水産庁長官を招聘し、ウナギをめぐる状況と対策について講演会を開催している。

4 カツオ資源の実効ある管理措置の強化に関する意見書

カツオの漁獲量が減少する一方、資源管理措置の構築に向けた国際交渉が難航しているという現状に危機感を有する県民有志による、高知カツオ県民会議（会長は尾崎知事）の第1回シンポジウムが平成29年4月10日に開催された。

県では、4月14日に農林水産大臣、水産庁長官に対し、当該意見書と同趣旨の「カツオ資源の実効ある管理措置の推進」を政策提言するとともに、高知カツオ県民会議の設立趣旨や、シンポジウムの概要と会場の熱気も伝達した。

水産庁からは、国際的な資源管理の交渉の場であるWCPFCの本年の年次会合について、県民会議の意見をもって臨みたい旨の回答があり、会合に先立って当該会議と水産庁との意見交換の場を持つこととなった。

また、水産庁が計画している熱帯・亜熱帯域におけるカツオ資源調査に高知県職員も参加するよう提案があり、現在準備が進められている。

高知県議会議長 浜 田 英 宏 様

高知県知事 尾 崎 正 直

印

議案の提出について

平成 29 年 6 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

- 第 1 号 平成 29 年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成 29 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 3 号 平成 29 年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第 4 号 高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 高吾地域拠点校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 17 号 国道 197 号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 報第 1 号 平成 28 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第 2 号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

29高 人 職 第 66 号

平成 29 年 6 月 23 日

高知県議会議長 浜田 英宏 様

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

印

地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく意見について（回答）

平成 29 年 6 月 23 日付け 29 高議議第 39 号で意見を求められました下記の条例議案につきましては、法律等の改正に伴うものであり、適当であると判断します。

記

第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案

第 6 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案

議 案 付 託 表

(総務委員会)

事件の番号	件 名	審査結果	備 考
第 1 号	平成29年度高知県一般会計補正予算（総務委員会が所管する部分。）		
第 4 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案		
第 5 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 6 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 7 号	高知県税条例等の一部を改正する条例議案		
第 8 号	過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 9 号	半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 10 号	高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 13 号	高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例議案（総務委員会が所管する部分。）		
第 16 号	高吾地域拠点校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案		
報第 1 号	平成28年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告		
報第 2 号	高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告		

(危機管理文化厚生委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	平成29年度高知県一般会計補正予算（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）		
第 11 号	高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例議案		
第 12 号	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案		
第 13 号	高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例議案（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）		

(商工農林水産委員会)

事件の番号	件 名	審査結果	備 考
第 1 号	平成29年度高知県一般会計補正予算（商工農林水産委員会が所管する部分。）		
第 2 号	平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算		
第 14 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		

(産業振興土木委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	平成29年度高知県一般会計補正予算（産業振興土木委員会が所管する部分。）		
第 3 号	平成29年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算		
第 15 号	高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案		
第 17 号	国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案		

29 高財政第 86 号
平成 29 年 7 月 7 日

高知県議会議長 浜田 英宏 様

高知県知事 尾崎 正直

印

議案の追加提出について

平成 29 年 6 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり追加提出します。

- 第 18 号 高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案
- 第 19 号 高知県監査委員の選任についての同意議案

議発第1号

条例議案の提出について

平成29年6月高知県議会定例会に、高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例議案を別紙のとおり提出します。

平成29年7月7日

高知県議会議長 浜田英宏様

提出者 高知県議会議員 土森正典

同 上田周五

同 野町雅樹

同 弘田兼一

同 明神健夫

同 依光晃一郎

同 三石文隆

同 池脇純一

同 大野辰哉

別紙

高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年7月7日提出

高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成14年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

高岡郡選挙区	高岡郡	3人
--------	-----	----

」

を

「

中土佐町・檮原町・津野町・ 四万十町選挙区	高岡郡のうち中土佐町 檮 原町 津野町 四万十町	2人
佐川町・越知町・日高村選挙 区	高岡郡のうち佐川町 越知 町 日高村	1人

」

に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

議発第2号

意見書議案の提出について

平成29年6月高知県議会定例会に「地方財政の充実・強化を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成29年7月7日

高知県議会議長 浜田英宏様

提出者	高知県議会議員	坂本孝幸
	同	土居央
	同	野町雅樹
	同	加藤漠
	同	明神健夫
	同	三石文隆
	同	西森雅和
	同	前田強
	同	坂本茂雄
	同	吉良富彦

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、喫緊の政策課題にも直面している。一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が課題となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮など地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しており、経済財政諮問会議や財政制度等審議会などからは、自治体基金の残高増との関係で地方交付税削減論が浮上している。地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねない。

また、「骨太方針2015」以降、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を拡大する目標が掲げられているが、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各地方自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いには十分に留意する必要がある。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割であるが、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に影響を及ぼすことにつながりかねない。

よって、国におかれては、2018年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にすることなく、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すため、次の事項の実現を求める。

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いがあることを踏まえ、小規模で財政力の乏しい自治体の財政運

営に支障が生じないようにすること。

- 4 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎を初めとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。

また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

- 6 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」、「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。

- 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

高知県議会議長 浜田英宏

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
（経済財政政策）
内閣府特命担当大臣
（地方創生規制改革）

） 様

議発第3号

意見書議案の提出について

平成29年6月高知県議会定例会に「ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成29年7月7日

高知県議会議長 浜田英宏様

提出者	高知県議会議員	弘田兼一
	同	浜田豪太
	同	久保博道
	同	西内健
	同	桑名龍吾
	同	黒岩正好
	同	石井孝
	同	上田周五
	同	中根佐知

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

これまでも、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、その実態は十分に把握されていない。

よって、国におかれては、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むよう、次の事項について強く要望する。

- 1 公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。そのため、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。
- 2 ギャンブル等依存症対策の具体的な実施方法を早急に検討すること。
- 3 アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められている。ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、こうした取り組みとあわせ、さらに依存症対策の深化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 浜 田 英 宏

内閣総理大臣 }
内閣官房長官 } 様

議発第4号

意見書議案の提出について

平成29年6月高知県議会定例会に「国民に情報を開示し、拙速な日欧EPA「大枠合意」を行わないよう求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成29年7月7日

高知県議会議長 浜田英宏様

提出者	高知県議会議員	梶原大介
	同	上田貢太郎
	同	下村勝幸
	同	今城誠司
	同	横山文人
	同	土森正典
	同	大野辰哉
	同	中内桂郎
	同	塚地佐智

国民に情報を開示し、拙速な日欧EPA「大枠合意」
を行わないよう求める意見書

2013年5月から交渉が始まった日欧EPA（JEFTA）は、TPP以上に政府からの情報公開や説明が少なく、多くの人たちが交渉の内容はおろか、交渉分野の詳細や日本の主張を知ることができずにいる。日欧EPAは、TPPやRCEPなど他のメガ貿易協定と同じく、関税撤廃はもちろん、非関税分野も広範に含まれており、地域経済や暮らしに直結するさまざまなルールが変更される可能性が高く、その影響への懸念が広がっている。

農産品においては、特に豚肉や乳製品をめぐる、EUは市場開放を要求している。国内畜産業が大打撃を受けかねない状況にある。林業においても、TPPと同水準ということで、EU産木材製品にかけている関税を全廃する方向で調整していると報じられており、本県の林業振興、地域経済の活性化の中心としているCLTも、当然その対象である。国内で製造されている国産CLTは、1立方メートル単価10万円すると言われており、それを早期に7～8万円台まで下げることが目標としているが、ヨーロッパでは既に6万円台まで価格が下がっており、関税撤廃の経過措置など、必要な国境措置や適切な国内対策を行わなければならない。

大枠合意の内容が新たな枠組みとして、今後のTPP交渉や日米協議など他の通商交渉に波及することも必至であり、日本側の農畜産分野での妥協は「自由化ドミノ」となりかねない。

日本の食料自給率は39%と先進国最低の実態であり、これ以上の低下は、食料安全保障の点からも看過できない。第1次産業の振興は「地方創生」に不可欠であり、また国土保全、環境などの多面的機能の維持・拡充がますます求められている。

よって、国におかれては、次の事項について実現を求める。

- 1 交渉経過と内容を広く国民に情報開示し、徹底した国民的議論を抜きにした「大枠合意」を行わないこと。
- 2 重要品目の国境措置をしっかりと確保すること。
- 3 十分な国内対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 浜田英宏

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣

} 様

議発第5号

意見書議案の提出について

平成29年6月高知県議会定例会に「「共謀罪」法案の強行採決に抗議し、「共謀罪法」の廃止を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成29年7月7日

高知県議会議長 浜 田 英 宏 様

提出者 高知県議会議員 塚 地 佐 智

同 中 根 佐 知

同 吉 良 富 彦

同 米 田 稔

「共謀罪」法案の強行採決に抗議し、「共謀罪法」の廃止を求める意見書

6月15日、自民党、公明党、日本維新の会は、過去3度廃案となった共謀罪の趣旨を盛り込んだ組織的犯罪処罰法改正法案、いわゆる「共謀罪法案」を参議院において「中間報告」という禁じ手を使い、法務委員会での採決を経ることなく本会議で強行採決を行っている。

直後の全国世論調査でも67.7%が「よくなかった」と批判し、政府が十分に説明しているかどうかについては「思わない」が81.3%に上っており、その内容も、手続も、民主主義を破壊する暴挙であり、強く抗議する。

政府は、本法案を「テロ等準備罪」を創設するものと称し、「テロ対策」であると主張したが、当初案には、「テロ」の一文字もなく、その後も「テロリズム集団その他」の言葉が挿入されただけで、テロ対策を内容とする条文は全く含まれなかった。

しかも、日本はテロ対策の国際条約13本全てを批准し、国内法も整備している。組織的なテロの準備行為はすでに網羅的に処罰対象となっており、法案提出の理由として挙げられた「国連国際組織犯罪防止条約（TOC条約）」も、テロ対策を内容としたものではない。

金田法務大臣は、衆議院では、「一般の人は対象外」、「組織的犯罪集団に限定している」と主張しながら、参議院では、「組織的犯罪集団の構成員でない人も捜査機関が判断すれば、逮捕・処罰の対象になる」と矛盾した答弁を繰り返し、さらに「テロ組織、暴力団、薬物密売組織に処罰対象は限定されない」ことも明らかにした。

これらの判断は、事実上、捜査機関に委ねられることになり、「一般人は対象にならない」どころか、国連の人権理事会が任命した特別報告者も指摘しており、国民の人権・プライバシーが侵される監視社会への道が一層強まることが懸念される。

戦前の日本で、思想・言論弾圧に猛威を振るった治安維持法も、法案提出段階では、一般人は対象とならないとされていた。しかし、実際には労働運動、宗教者、学生、自由主義者など幅広い人たちが弾圧の対象へと拡大運用されている。

思想や内心を取り締まり、政権に対する批判を封じ込める戦前の反省を全く無視した憲法違反の「共謀罪」は断じて認められるものではない。

こうした点について国会で実質的な議論を拒み、参議院での委員会採決を経ずにいきなり本会議採決を行うという手法は、少数意見を尊重し、その意見を酌み取るという議会運営のルールを踏みにじる議会制民主主義への重大な攻撃である。参議院の審議時間が衆議院の6割しか経ていないという点でも「良識

の府」としての参議院の自殺行為であると指摘せざるを得ない。

よって、国におかれては、本強行採決手法を反省し、国民の自由を侵害するおそれのある「共謀罪法」を廃止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 浜 田 英 宏

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣

} 様

議発第6号

意見書議案の提出について

平成29年6月高知県議会定例会に「「加計学園」問題の徹底解明を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成29年7月7日

高知県議会議長 浜田英宏様

提出者	高知県議会議員	塚地佐智
	同	中根佐知
	同	吉良富彦
	同	米田稔
	同	石井孝
	同	大野辰哉
	同	橋本敏男
	同	前田強
	同	高橋徹
	同	上田周五
	同	坂本茂雄
	同	中内桂郎

「加計学園」問題の徹底説明を求める意見書

愛媛県今治市に国家戦略特区による獣医学部を新設する計画に、安倍首相や首相官邸からの働きかけがあったのかどうか、大きな問題となっている。内閣府が文部科学省に働きかけたとされる「これは総理のご意向」、「官邸の最高レベルが言っていること」などの文部科学省が作成した文書の存在が明らかになっている。

安倍首相やその側近が不当に介入し、安倍首相の「腹心の友」が理事長を務める「加計学園」ありきで事を進めたとなれば、一大疑惑であり「国政の私物化」と言わざるを得ない。

先の通常国会では、行政文書の存在公表後、わずか3時間の参議院予算委員会のみで閉会を迎えたが、野党は憲法第53条「いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」に基づき、臨時国会の召集を求めている。世論調査に見られるように、7～8割の国民が「真相が解明されていない」、「説明がされていない」としており、また安倍首相も国会閉会后、国民に十分な説明をしていくと述べている。

よって、国におかれては、速やかに臨時国会を召集し、疑惑の全容説明に向け、前川前文部科学省事務次官を初め、関係者の証人喚問を行うなど国民からの疑惑に対し、説明責任を果たすよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 浜 田 英 宏

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
文 部 科 学 大 臣
農 林 水 産 大 臣
内 閣 官 房 長 官

} 様

平成29年7月7日

高知県議会議長 浜田英宏様

高知県議会 総務委員会委員長	坂本孝幸	印
同 危機管理文化厚生委員会委員長	弘田兼一	印
同 商工農林水産委員会委員長	梶原大介	印
同 産業振興土木委員会委員長	依光晃一郎	印
同 議会運営委員会委員長	三石文隆	印

継続審査調査の申出書

当委員会は、閉会中もなお次の事件について、継続して審査並びに調査を要するものと決定したから、高知県議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

記

総務委員会

- 1 県行政の企画調整に関する事。
- 2 県の総合開発に関する事。
- 3 広報に関する事。
- 4 行財政運営に関する事。
- 5 職員の人事、研修、福利厚生等に関する事。
- 6 市町村その他公共団体の行政一般に関する事。
- 7 情報化の推進に関する事。
- 8 統計に関する事。
- 9 県の財産に関する事。
- 10 学校教育及び社会教育に関する事。
- 11 文化財の保護に関する事。
- 12 公共の安全と秩序の維持に関する事。
- 13 出納に関する事。

危機管理文化厚生委員会

- 1 防災その他危機管理に関すること。
- 2 健康及び保健衛生に関すること。
- 3 社会福祉に関すること。
- 4 社会保障に関すること。
- 5 文化振興に関すること。
- 6 国際交流に関すること。
- 7 消費者保護、交通安全その他の県民生活の安定に関すること。
- 8 公立大学法人及び私立学校に関すること。
- 9 人権に関すること。
- 10 スポーツ振興に関すること。
- 11 電気事業及び工業用水道事業に関すること。
- 12 病院事業の運営に関すること。

商工農林水産委員会

- 1 商業に関すること。
- 2 工鉱業に関すること。
- 3 計量に関すること。
- 4 労働に関すること。
- 5 科学技術の振興に関すること。
- 6 農業に関すること。
- 7 森林及び林業に関すること。
- 8 自然環境の保全に関すること。
- 9 環境衛生に関すること。
- 10 公害の防止に関すること。
- 11 海洋及び水産業に関すること。
- 12 主要食糧の需給調整に関すること。

産業振興土木委員会

- 1 産業振興計画に関すること。
- 2 地域振興に関すること。
- 3 公共交通に関すること。
- 4 観光に関すること。
- 5 道路及び河川に関すること。
- 6 都市計画に関すること。
- 7 住宅及び建築に関すること。
- 8 港湾その他土木に関すること。

議会運営委員会

- 1 議会の運営に関すること。
- 2 次期議会の会期、日程等に関すること。
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること。
- 4 議長の諮問に関すること。

委員会審査結果一覧表

議案関係	事件	名	所管委員会	審査結果	備考
事件の番号	平成29年度高知県一般会計補正予算		総務委員会	原案可決	全会一致
第1号			危機管理文化厚生委員会	〃	〃
			商工農林水産委員会	〃	〃
			産業振興土木委員会	〃	〃
第2号	平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算		商工農林水産委員会	原案可決	全会一致
第3号	平成29年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算		商工農林水産委員会	〃	〃
第5号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案		総務委員会	〃	〃
第6号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案		総務委員会	〃	〃
第7号	高知県条例等における条例の一部を改正する条例議案		総務委員会	〃	〃
第8号	過疎地域等における条例の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案		総務委員会	〃	〃
第9号	半島振興対策実施地域における条例の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案		総務委員会	〃	〃
第10号	高知県地方活力向上地域における条例の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案		総務委員会	〃	〃
第11号	高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例議案		危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第12号	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案		危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第13号	高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例議案		総務委員会	〃	〃
第14号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第15号	高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案		商工農林水産委員会	〃	〃
第16号	高吾地域拠点校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案		総務委員会	〃	〃

第 17 号	国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案	産業振興土木委員会	原案可決	全会一致
第 4 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	原案可決	賛成多数
報第1号	平成28年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告	総務委員会	承認	全会一致
報第2号	高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告	総務委員会	〃	〃

平成29年6月高知県議会定例会議決一覧表

議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
第1号	平成29年度高知県一般会計補正予算	原案可決	29. 7. 7
第2号	平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	〃	〃
第3号	平成29年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	〃	〃
第4号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第5号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第6号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第7号	高知県税条例等の一部を改正する条例議案	〃	〃
第8号	過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第9号	半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第10号	高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第11号	高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第12号	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第13号	高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例議案	〃	〃
第14号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第15号	高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第16号	高吾地域拠点校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案	〃	〃
第17号	国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案	〃	〃
第18号	高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案	同意	〃
第19号	高知県監査委員の選任についての同意議案	〃	〃
報第1号	平成28年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告	承認	〃
報第2号	高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告	〃	〃
議発 第1号	高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決	〃
議発 第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書議案	〃	〃
議発 第3号	ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書議案	〃	〃
議発 第4号	国民に情報を開示し、拙速な日欧EPA「大枠合意」を行わないよう求める意見書議案	〃	〃
議発 第5号	「共謀罪」法案の強行採決に抗議し、「共謀罪法」の廃止を求める意見書議案	否決	〃
議発 第6号	「加計学園」問題の徹底解明を求める意見書議案	〃	〃

議員定数問題等調査特別委員会報告書

平成 29 年 7 月 7 日

高知県議会議員定数問題等調査特別委員会

目 次

議員定数問題等調査特別委員会報告書	1
I これまでの検討経過等	2
II 特別委員会の検討課題	5
III 特別委員会の審査・調査の概要	6
1 議員定数について	6
2 選挙区及び選挙区別議員定数について	7
IV まとめ	9
V 参考資料	11
1 特別委員会の活動状況	11
2 特別委員会で参考にした主要資料	12
(1) 高知県議会議員定数等試算表	13
(2) 関係法令等	15
3 議員定数問題等調査特別委員会委員	18

平成 29 年 7 月 7 日

高知県議会議長 浜 田 英 宏 様

高知県議会議員定数問題等調査特別委員会

委員長 土 森 正 典

印

議員定数問題等調査特別委員会報告書

都道府県の議会の議員の定数の決定は、平成23年4月の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）の改正により、都道府県の自主的な判断において、条例で定めることとされている。

また、平成25年12月の公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）の改正により、都道府県議会の議員の選挙区については、それまで郡市の区域によるものとされていたものから郡の制約が取り除かれ、一定の要件のもとで市町村を単位として条例で定めることとされた。しかし、前回の平成25年度の議員定数問題等調査特別委員会では、国におけるこの改正の動きを見ながら協議を進める必要があったことから、改正後の公選法に基づく選挙区等の抜本的な見直しについては、次の機会に委ねることとされていた。

さらに、平成27年10月に行われた国勢調査の結果から、県人口の減少が一層進んでいることが明らかになっており、これらを踏まえ、今後の議員定数や選挙区等のあり方について見直しが求められることになった。

このため、平成28年6月定例会において、これらの問題について、専門的かつ集中的に調査検討を行う機関として10名の委員をもって構成する「議員定数問題等調査特別委員会」が設置された。

当特別委員会は、8回にわたり委員会を開催し審査を重ね、また関係町村長からの意見聴取を実施するなど総合的に調査検討を行ってきた。

以下、その調査結果について報告する。

I これまでの検討経過等

県議会の議員の数については、公選法第15条第8項で、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない」と規定されており、人口比例によることが原則である。

県議会議員の選挙区及び選挙区別議員定数については、これまで国勢調査の結果などを受け、この原則をもとに見直しが行われてきた。以下は昭和60年以降の検討経過等である。

1 昭和60年の国勢調査の結果では、人口比例の原則による選挙区別議員定数は、人口増の高知市選挙区が1人ふえ16人に、逆に室戸市・東洋町選挙区が2人から1人に減るとの試算結果となり、昭和61年12月定例会で、公選法第15条第8項ただし書を適用し、選挙区別議員定数は変更しないことを内容とする「高知県議会議員の選挙区別議員定数に関する決議」議案が賛成多数で可決され、昭和62年4月に選挙が実施された。

2 平成2年の国勢調査では、上の問題に加え、室戸市・東洋町選挙区（定数2人）と安芸市・芸西村選挙区（同1人）の人口が逆転していることが明らかになった。これを受け、平成3年1月には臨時会が開かれ、人口比例の原則に基づく高知市選挙区と室戸市・東洋町選挙区の「1増1減案」が提案されたが否決され、同年4月に選挙が実施された。

3 平成7年の国勢調査では、人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区と吾川郡選挙区がそれぞれ1人増、室戸市・東洋町選挙区と須崎市選挙区がそれぞれ1人減で「2増2減」となることが明らかになった。

また、公選法の改正に伴い、衆議院の小選挙区制で分区された各区域を1つの選挙区とすることも可能となり、新たな問題が生じた。

これを受け、平成10年3月定例会に、県議会の議員定数42人を1人削減し41人とする内容を内容とする「高知県議会議員の定数を減少する条例」議案とともに、室戸市・東洋町選挙区の定数2人を1人減とし1人として、土佐清水市・三原村選挙区を土佐清水市選挙区とし、宿毛市・大月町選挙区を宿毛市・大月町・三原村選挙区とすること及び高知市選挙区、須崎市選挙区、吾川郡選挙区については公選法第15条第8項のただし書を適用し現行どおりとすること、また議員定数を1人削減した場合、人口比例の原則で試算すると新たに高岡郡選挙区の定数4人が1人減の3人となるため、これについても「ただし書」の規定を適用し、現行どおりとすることを内容とする「高知県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案が提案され、いずれも賛成多数で可決、平成11年4月の選挙から施行された。

4 平成12年の国勢調査では、人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区

が2人増、須崎市選挙区と高岡郡選挙区がそれぞれ1人減となる「2増2減」に加えて、新たに土佐郡選挙区が公選法第15条第2項に規定する強制合区の対象となることが明らかとなった。

また、平成11年7月、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律により自治法が改正され、改正後の自治法第90条第1項の規定（平成15年1月1日施行）に基づき、都道府県議会の議員の定数は条例で定めることとされた。

このため、平成14年2月定例会に、県議会議員の定数を引き続き41人とすること、土佐郡選挙区は公選法第271条第2項の規定を適用し当該区域をもって1選挙区とすること、高知市選挙区、須崎市選挙区、高岡郡選挙区については、公選法第15条第8項のただし書を適用し現行どおりとすることを内容とする「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」議案が提案され、全会一致で可決、平成15年4月の選挙から施行された。

- 5 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「旧合併特例法」という。）の期限である平成17年3月末までの合併を目指し、法定協議会が設置され合併後のまちづくりについて協議が進められてきた。

しかし、郡市の区域が変動する市町村の合併は、公選法に規定されている県議会議員の選挙区や選挙区別議員定数の変更要因になることから、旧合併特例法第15条に規定する「都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例」を適用するか否かについて、調査検討が行われた。

その結果、次の一般選挙には旧合併特例法を適用しないが、次の一般選挙までの間に行われる補欠選挙については、旧合併特例法を適用し従前の選挙区によることとなった。

これを受け、平成16年7月定例会に「市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例に関する条例」議案が提案され、全会一致で可決。同年11月に補欠選挙が実施された。

- 6 平成17年の国勢調査の速報値では、人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区が2人増、南国市選挙区が1人増、土佐市選挙区、須崎市選挙区及び高岡郡選挙区がそれぞれ1人減となる「3増3減」並びに土佐郡選挙区が公選法第15条第2項に規定する強制合区の対象となることが明らかとなった。また、土佐市選挙区（定数2）と香美市選挙区（定数1）の人口が逆転していることが明らかになった。さらに、県人口の減少、財政危機、市町村合併による市町村議会の議員の削減が行われているという状況にあつて、県議会議員の定数については、削減の方向は避けられないとして、選挙区等の見直しとあわせて検討が行われた。

その結果、平成18年2月定例会に、県議会議員の定数41人を2人削減し

39人とすること、また、土佐郡選挙区を長岡郡選挙区と合区して1人削減し定数1人とし、須崎市選挙区を1人削減し定数1人、高知市選挙区、南国市選挙区、土佐市選挙区及び高岡郡選挙区は公選法第15条第8項のただし書を適用し現行どおりとすることを内容とする「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案が提案され、賛成多数で可決、平成19年4月の選挙から施行された。

なお、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「新合併特例法」という。）第21条に規定する都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例の適用については、平成19年4月の選挙において選出された議員で協議することとされた。

- 7 高知市と吾川郡春野町が平成20年1月1日に合併することとなり、春野町は高知市へ編入となったことから、市町村合併後も合併前の選挙区を維持するための新合併特例法第21条第1項の規定に基づく特例条例の制定について検討が行われた。

これを受け、平成19年6月定例会に、平成20年1月1日から平成22年3月31日までの間に行われる市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる県議会の議員の選挙区について、次の一般選挙までに行われる補欠選挙に限り従前のおりとする内容を内容とする「市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例に関する条例」議案が提案され、全会一致で可決、平成20年1月1日から施行された。

- 8 平成22年10月に国勢調査が行われたが、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号）の規定により、次の一般選挙は平成23年4月10日と定められ、同法附則第2条第1項で、議員定数及び選挙区を検討する場合の人口について、平成23年1月1日までに平成22年の国勢調査の結果による人口が官報で公示されるに至らなかった場合には、県の条例の定めるところにより、官報で公示された平成17年の国勢調査の結果による人口によることができるとされた。

これを受け、平成23年2月定例会では、平成23年4月の一般選挙における議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の基礎となる人口については、平成17年の国勢調査の結果による人口によることを内容とする「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案が全会一致で可決され、議員定数等の変更は行わないまま、平成23年4月の選挙は行われた。なお、その際に、「市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例に関する条例」は、廃止された。

9 平成23年4月の自治法の改正により、都道府県議会の議員の定数の上限の定めが廃止され、議員定数は条例で定めることとされた。

また、平成22年の国勢調査では、人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区が2人増、土佐市選挙区及び高岡郡選挙区がそれぞれ1人減の「2増2減」となることが明らかになった。

さらに、平成25年12月の公選法の改正により、都道府県議会の議員の選挙区は、それまで郡市の区域によるものとされていたものから郡の制約が取り除かれ、一定の要件のもとで市町村を単位として条例で定めることとされたことから、この公選法の改正に基づいた選挙区の見直しを行うかどうかも含めた検討が行われた。

その結果、平成26年2月定例会に、県議会議員の定数39人を2人削減し37人とする、また、土佐市選挙区を1人削減し定数1人、高岡郡選挙区を1人削減し定数3人、高知市選挙区、吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区は公選法第15条第8項のただし書を適用し現行どおりとすることを内容とする「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案が提案され、賛成多数で可決、平成27年4月の選挙から施行された。

なお、公選法の改正に基づく抜本的な選挙区等の見直しについては、県民を初めとする第三者からの意見を広く聞きながら協議を行う必要があるとして、次の機会に委ねることとされた。

II 特別委員会の検討課題

県議会議員の定数並びに選挙区及び選挙区別議員定数についての検討課題は、次のとおりである。

1 議員定数について

平成27年の国勢調査の確定値で高知県の人口は72万8,276人となり、平成22年の国勢調査と比べ、この5年間で3万6,180人の減少となった。

議員定数は県が条例で自由に定めることができることから、こうした状況を受け、選挙区等の見直しとあわせ議員定数についても検討する必要がある。

2 選挙区及び選挙区別議員定数について

平成25年12月の公選法の改正により、選挙区は、それまで郡市の区域によるものとされていたものから郡の制約が取り除かれ、①一の市の区域 ②一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域 ③隣接する町村の区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めることとされた。このことを受け、前回の特別委員会から委ねられた、抜本的な見直しについて

検討する必要がある。

なお、議員定数と選挙区を現行のままとした場合、平成27年の国勢調査に基づき、公選法第15条の規定による人口比例の原則で試算すると、次のような問題がある。

- ① 室戸市・東洋町選挙区、安芸市・芸西村選挙区及び土佐清水市選挙区については、各選挙区における市の区域の人口が議員1人当たりの人口に達しないため、同条第3項の規定により、隣接する他の区域と合わせて1選挙区を設けることができるとされる区域に該当する。市の任意合区の問題である。
- ② 黒潮町選挙区については、一の町のみを区域とする選挙区であるが、一の町村の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって1選挙区とすることができるとする同条第4項の規定を適用し、引き続き黒潮町単独の選挙区とするかについての問題がある。町村単独選挙区の問題である。
- ③ 高知市選挙区が定数17人で2人増、宿毛市・大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区がそれぞれ定数1人で1人減となることに伴う、同条第8項ただし書の適用の問題がある。

以上、それぞれの課題について検討を行うこととした。

Ⅲ 特別委員会の審査・調査の概要

当特別委員会において調査検討した主要項目とその審査内容等の概要は、次のとおりである。

1 議員定数について

議員定数については、次のような意見が出された。

ア 議員定数は削減することなく、現行のままとする。

(その理由)

議案の審査等を行う常任委員会の人数を考えると、これ以上定数を削減すると活発な議論ができなくなる。

イ 各選挙区の見直しと関連するが、議員定数は削減せず、定数増も含め検討すべきである。

(その理由)

地域における多様な意見をどう反映するのかという方向で検討すべきである。

2 選挙区及び選挙区別議員定数について

(1) 選挙区の見直しの検討

まず、公選法第15条第1項の改正による郡の制約を取り除いての選挙区の見直しについては、次のような意見が出された。

ア 現行の選挙区を基本とするが、面積の広大な高岡郡選挙区については、川筋により分区すべきである。

(その理由)

面積や地域の文化、人のつながりといったことにも配慮をしていく必要がある。

高岡郡選挙区は、市町村合併により面積がさらに広大になっており、民意を吸い上げて県政に反映させるためには分区は必要である。

イ 選挙区全体を見直す。

(その理由)

ゼロベースでの見直しは、前回の委員会からの申し送り事項である。

現状の16選挙区のうち9選挙区が1人区である。1人区では、少数意見が反映されにくく、また議席に結び付かない票が多くなるため、1人区を解消する観点から、全体的に選挙区を見直しする必要がある。

上記の意見のうち、イについては、1票の格差の是正に向け、複数の定数の選挙区であったものを絞り込んだ結果、1人区がふえたというこれまでの経緯がある。また、前回からの申し送りは、単に1票の格差という点だけでなく、いかに地域の声を県政に反映させるかということ踏まえて、選挙区等を考える必要があるという意味であるとの意見が出されたことから、現行の選挙区を基本とすることとした。その上で、高岡郡選挙区は面積が広大であり、生活圏も分かれていることから、民意を県政に反映させていくためには、川筋により分区する必要があるとして、高岡郡選挙区の分区について検討することとした。

検討過程において、住民意識、経済活動及び行政機能等さまざまな観点から地域間・町村間の関係性等について把握するため、高岡郡選挙区を構成する町村長及び高岡郡選挙区に隣接する仁淀川町長からの意見聴取を実施した。

○ 高岡郡の町村長及び仁淀川町長の主な意見

- ・広大な面積の中で、住民の声を吸い上げるのは難しいため、川筋による分区の必要性があるのではないか。
- ・仁淀川筋と四万十川筋では、経済活動や生活圏など違う面があり、行政課題も異なっているので、方向性としては、分区に賛成である。
- ・選挙区内に複数の県議がいることで、多様な課題への協力が得られ

やすいので、現行のままでいってほしい。

・仁淀川町の合併から12年が経過し、これまでも吾川郡として取り組んできており、吾川郡選挙区は、現行どおり郡を基本としていただきたい。

・高岡郡選挙区は、川筋で、生活、文化、行政課題等も違うと思うので、分区も理解できる。

以上の意見を踏まえ、検討した結果、高岡郡選挙区については川筋により、中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区と佐川町・越知町・日高村選挙区に分区し、吾川郡選挙区については、現行どおりとすることとした。

なお、中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区の定数は2人、佐川町・越知町・日高村選挙区の定数は1人とする。

(2) 市の任意合区の検討

室戸市・東洋町選挙区、安芸市・芸西村選挙区及び土佐清水市選挙区については、各選挙区における市の区域が公選法第15条第3項に規定する区域に該当することから、同項の適用について検討を行った結果、現行どおりの選挙区とすることとした。

(3) 町村単独選挙区の検討

黒潮町選挙区は、県内で唯一の一の町からなる選挙区であることから、公選法第15条第4項の規定の適用について検討を行った結果、同項を適用し、現行どおりの町単独の選挙区とすることとした。

(4) 公選法第15条第8項ただし書の適用についての検討

公選法第15条第8項の規定においては、議員の定数は人口に比例することが原則であることを定めているが、「ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」と人口比例の原則の例外を容認している。

前回の議員定数問題等調査特別委員会においては、平成22年の国勢調査をもとに、高知市選挙区は定数を人口比例の原則で試算した人数より2人少ない15人に据え置いた。その上で、公選法第15条第8項のただし書を適用し、その差2人を配当基数の端数が大きい選挙区順に吾川郡選挙区と宿毛市・大月町・三原村選挙区に割り振ることにより、両選挙区ともに人口比例の原則で試算した人数より1人多い現行の議員定数が維持された。

今回、平成27年の国勢調査をもとに、議員定数を現行の37人として試算したところ、高知市選挙区（現行定数15人）は2人増、宿毛市・大月町・三原村選挙区（現行定数2人）及び吾川郡選挙区（現行定数2人）はそれぞれ1人減の「2増2減」となる。

また、仮に議員定数を現行どおりとし、ただし書を適用して高知市選挙区の定数を15人に据え置いて試算した場合、人口比例の原則による17人との差2人を配当基数の端数が大きい選挙区順に機械的に割り振ると、南国市選挙区は1人増の定数3人、吾川郡選挙区は現行どおりの定数2人、宿毛市・大月町・三原村選挙区は1人減の定数1人となる。

このことから、次のような意見が出された。

ア 高知市選挙区の議員の定数は15人に据え置き、宿毛市・大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区の議員の定数については、現行どおりのそれぞれ2人とする。

(その理由)

宿毛市・大月町・三原村選挙区と吾川郡選挙区については、選挙区の面積が広く、また南国市選挙区と宿毛市・大月町・三原村選挙区との配当基数の差はわずかなものである。県庁所在地から離れた郡部の地域の声を県政に反映するためにも、議員の確保は重要である。

イ 高知市選挙区の議員の定数は15人に据え置き、人口比例の原則により、南国市選挙区の定数は1人増の3人、吾川郡選挙区の定数は現行どおりの2人、宿毛市・大月町・三原村選挙区の定数は1人減の1人とする。

(その理由)

1票の格差是正の観点から、ただし書の適用についても人口比例の原則に基づき厳格に行うべきである。面積を考慮し始めると、判断の基準があいまいになる。

IV まとめ

以上、述べてきた審査・調査の経過を踏まえ総合的に検討した結果、当特別委員会は県議会議員の定数並びに選挙区及び選挙区別議員定数等について、以下の結論に至った。

- 1 議員定数は、現行どおりの37人とする。
- 2 高岡郡選挙区は、中土佐町・檜原町・津野町・四万十町選挙区と佐川町・越知町・日高村選挙区に分区し、定数は2人と1人とする。
- 3 高知市選挙区（現行定数15人）、宿毛市・大月町・三原村選挙区（現行定数2人）及び吾川郡選挙区（現行定数2人）の定数は、公選法第15条第8項ただし書を適用し、現行どおりの定数とする。

当特別委員会は、改正公選法及び平成27年の国勢調査の結果に基づき、県民の声や意見を議会に届けるためには、議会の適正な定数や選挙区はどうあるべきかについて、前回の特別委員会からの申し送りを踏まえて、地域を代表する関係町村長の意見も聞きながら検討を行い、今回の結論を出すに至った。

本県においては、今後も人口の減少や都市部と郡部との人口格差、少子高齢化が進行すると思われる。そうした中で、面積の広い本県において県民の声をいかに県政に反映させていくかという課題意識のもと、今後の国勢調査の結果や地域の状況変化を考慮しながら、長期的な視野を持って、議員定数や各選挙区を含めた適正な議会のあり方について議論を行っていく必要がある。

V 参考資料

1 特別委員会の活動状況

開催 年月日	委員会 調査区分	審査・調査の概要
28. 6. 22	委員会	正・副委員長を互選後、次期開催日及び協議事項を決定した。
28. 8. 23	委員会	事務局から議員定数等に関する規定等についての説明を、また選挙管理委員会事務局から公職選挙法の関係規定等についての説明を受け、今後の検討課題及び第三者からの意見聴取については、各会派に持ち帰って協議してることとなった。 また、結論を出す時期は、遅くとも平成30年3月とすることを確認した。
28. 10. 19	委員会	議員定数問題等に関する検討課題及び第三者からの意見聴取について、各会派の意見を聞いた。高岡郡を川筋により分区する具体案が出され、高岡郡の町村長の意見を聴取することとした。
28. 11. 29	意見交換会	高岡郡選挙区を分区することについて、郡内の町村長と意見交換を行った。
28. 12. 22	委員会	各検討課題について協議を行い、室戸市・東洋町選挙区、安芸市・芸西村選挙区及び土佐清水市選挙区の任意合区の検討は、現行どおりとすることを確認した。 なお、黒潮町選挙区の単独選挙区の検討及びただし書の適用については、各会派に持ち帰り検討することとなった。
29. 1. 30	委員会	各会派に持ち帰り検討した結果とあわせ、議員定数を現行どおりとし、高岡郡選挙区を分区した場合の試算について協議を行った。 黒潮町は単独選挙区とし、高知市選挙区については、ただし書を適用し、定数を15人に据え

		置くことを確認した。また高岡郡選挙区に隣接する仁淀川町長の意見を聴取することとした。
29. 4. 10	意見交換会	高岡郡選挙区を分区することについて、隣接する仁淀川町長と意見交換を行った。
29. 4. 25	委員会	各検討課題について論議を行い、すべての課題について、決定を行った。
29. 6. 6	委員会	正・副委員長から委員会報告書（案）が提示され、その案をもとに協議し、一部修正することとした。
29. 6. 23	委員会	委員会報告書及び委員長報告の取りまとめを行い、「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案を賛成する委員の連名で提出することを決定した。

2 特別委員会で参考にした主要資料

(1) 高知県議会議員定数等試算表

①高知県議会議員定数等試算表（定数37人の場合）

選挙区	市町村名	27年国勢調査人口確定値		選挙区人口(A)	選挙区人口(A) 議員一人当たり人口	配当定数		条約定数(C)	差引(B)-(C)	議員一人当たり人口		議員一人当たり人口較差		面積(km ²)
		市町村人口	選挙区人口			基礎配当	調整配当			条例(A/C)	配当(A/B)	条約定数	配当定数	
高知市	高知市	337,190	337,190	17,131	17	17	15	2	22,479.3	19,834.7	2,080	1,835	308.99	
	室戸市	13,524	16,108	0.818 (※任意合区)	1	1	1	0	16,108.0	16,108.0	1,491	1,491	322.24	
	東洋町	2,584												
安芸市、 芸西村	安芸市	17,577	21,435	1,089 (※任意合区)	1	1	1	0	21,435.0	21,435.0	1,983	1,983	356.81	
	芸西村	3,858												
南国市	南国市	47,982	47,982	2,438	2	2	2	0	23,991.0	23,991.0	2,220	2,220	125.30	
	土佐市	27,038	27,038	1,374	1	1	1	0	27,038.0	27,038.0	2,502	2,502	91.49	
	須崎市	22,606	22,606	1,148	1	1	1	0	22,606.0	22,606.0	2,092	2,092	135.44	
宿毛市、 大月町、 三原村	宿毛市	20,907	27,576	1,401	1	1	2	△ 1	13,788.0	27,576.0	1,276	2,552	474.50	
	大月町	5,095												
	三原村	1,574												
土佐清水市	土佐清水市	13,778	13,778	0.700 (任意合区)	1	1	1	0	13,778.0	13,778.0	1,275	1,275	266.34	
	四万十市	34,313	34,313	1,743	1	2	2	0	17,156.5	17,156.5	1,588	1,588	632.29	
香南市	香南市	32,961	32,961	1,675	1	2	2	0	16,480.5	16,480.5	1,525	1,525	126.48	
	香美市	27,513	27,513	1,398	1	1	1	0	27,513.0	27,513.0	2,546	2,546	537.86	
	奈半利町	3,326												
田野町、 安田町、 北川村、 馬路村	田野町	2,733												
	安田町	2,631	10,807	0.549	1	1	1	0	10,807.0	10,807.0	1,000	1,000	449.46	
	北川村	1,294												
長岡郡、 土佐郡	馬路村	823												
	本山町	3,573												
	大豊町	3,962	11,928	0.606	1	1	1	0	11,928.0	11,928.0	1,104	1,104	756.68	
吾川郡	土佐町	3,997												
	大川村	396												
	いの町	22,767	28,318	1,439	1	2	2	△ 1	14,159.0	28,318.0	1,310	2,620	803.97	
高岡郡	仁淀川町	5,551												
	四万十町	17,325												
	津野町	5,794	57,506	2,922	2	3	3	0	19,168.7	19,168.7	1,774	1,774	1,527.48	
黒潮町	中土佐町	6,840												
	佐川町	13,114												
	越知町	5,795												
計	栲原町	3,608												
	日高村	5,030												
	黒潮町	11,217	11,217	0.570	1	1	1	0	11,217.0	11,217.0	1,038	1,038	188.59	
計		728,276	728,276	34	37	37	0	19,683.1	19,683.1	1,038	1,038	7,103.92		

※議員一人当たりの人口＝県総人口(728,276人)÷議員定数(37人)＝ 19,683.1 (小数点第2位四捨五入)

②高知県議会議員定数等試算表(定数37人、高岡郡分区の場合)

選挙区	市町村名	27年国勢調査人口確定値		選挙区人口(A)	選挙区人口(A) 議員一人当り人口	配当定数			差引 (C)-(D)	議員一人当たり人口		議員一人当たり人口較差		面積 (km ²)
		市町村人口	選挙区人口			基礎配当	調整配当	計		条例定数(D)	条例(A/D)	配当(A/C)	条例定数	
高知市	高知市	337,190	337,190	17.131	17	17		15	2	22,479.3	19,834.7	2.080	1.835	308.99
	室戸市	13,524	16,108	0.818 (※任意合区)	1	1		1	0	16,108.0	16,108.0	1.491	1.491	322.24
	東洋町	2,584												
安芸市、 芸西村	安芸市	17,577	21,435	1.089 (※任意合区)	1	1		1	0	21,435.0	21,435.0	1.983	1.983	356.81
	芸西村	3,858												
南国市	南国市	47,982	47,982	2.438	2	2		2	0	23,991.0	23,991.0	2.220	2.220	125.30
	土佐市	27,038	27,038	1.374	1	1		1	0	27,038.0	27,038.0	2.502	2.502	91.49
	須崎市	22,606	22,606	1.148	1	1		1	0	22,606.0	22,606.0	2.092	2.092	135.44
宿毛市、 大月町、 三原村	宿毛市	20,907	27,576	1.401	1	1		2	△ 1	13,788.0	27,576.0	1.276	2.552	474.50
	大月町	5,095												
	三原村	1,574												
土佐清水市	土佐清水市	13,778	13,778	0.700 (任意合区)	1	1		1	0	13,778.0	13,778.0	1.275	1.275	266.34
	四万十市	34,313	34,313	1.743	1	1	①	2	0	17,156.5	17,156.5	1.588	1.588	632.29
	香南市	32,961	32,961	1.675	1	1	③	2	0	16,480.5	16,480.5	1.525	1.525	126.48
香美市	香美市	27,513	27,513	1.398	1	1		1	0	27,513.0	27,513.0	2.546	2.546	537.86
	奈半利町	3,326												
	田野町	2,733												
安田町、 北川村、 馬路村	安田町	2,631	10,807	0.549	1	1		1	0	10,807.0	10,807.0	1.000	1.000	449.46
	北川村	1,294												
	馬路村	823												
長岡郡、 土佐郡	本山町	3,573												
	大豊町	3,962												
	土佐町	3,997	11,928	0.606	1	1		1	0	11,928.0	11,928.0	1.104	1.104	756.68
吾川郡	大川村	396												
	いの町	22,767	28,318	1.439	1	1		2	△ 1	14,159.0	28,318.0	1.310	2.620	803.97
	仁淀川町	5,551												
佐川町、 越知町、 日高村	佐川町	13,114	23,939	1.216	1	1		3	0		23,939.0		2.215	257.60
	越知町	5,795												
	日高村	5,030												
中土佐町、 橋原町、 津野町、 四万十町	中土佐町	6,840	33,567	1.705	1	1	②	2			16,783.5		1.553	1,269.88
	橋原町	3,608												
	津野町	5,794												
黒潮町	四万十町	17,325	11,217	0.570	1	1		1	0	11,217.0	11,217.0	1.038	1.038	188.59
	黒潮町	11,217												
	計	728,276	728,276		34	37	3	37	0	19,683.1	19,683.1			7,103.92

※議員一人当たりの人口＝県総人口(728,276人)÷議員定数(37人)＝ 19,683.1 (小数点第2位四捨五入)

(2) 関係法令等

○地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)(抜粋)

(都道府県議会の議員の定数)

第 90 条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

2～7 (略)

○公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)(抜粋)

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第 15 条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員 1 人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員 1 人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて 1 選挙区を設けるものとする。

3 一の市の区域の人口が議員 1 人当たりの人口の半数以上であつても議員 1 人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて 1 選挙区を設けることができる。

4 一の町村の区域の人口が議員 1 人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて 1 選挙区とすることができる。

5 一の市町村（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区。以下この項において同じ。）の区域が 2 以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。

6 (略)

7 第 1 項から第 4 項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができ

る。

9 (略)

10 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

○公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)(抜粋)

(人口の定義)

第144条 法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。ただし、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があつた場合においては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第176条又は第177条の規定によつて都道府県知事が告示した人口による。

○高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成14年高知県条例第1号)

(議員の定数)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条第1項の規定により、高知県議会の議員の定数を37人と定める。

(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)

第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第1項から第5項まで及び第8項の規定により、高知県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を次のとおり定める。

選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域	
高知市選挙区	高知市	15人
室戸市・東洋町選挙区	室戸市 安芸郡のうち東洋町	1人
安芸市・芸西村選挙区	安芸市 安芸郡のうち芸西村	1人
南国市選挙区	南国市	2人

土佐市選挙区	土佐市	1人
須崎市選挙区	須崎市	1人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	宿毛市 幡多郡のうち大月町 三原村	2人
土佐清水市選挙区	土佐清水市	1人
四万十市選挙区	四万十市	2人
香南市選挙区	香南市	2人
香美市選挙区	香美市	1人
奈半利町・田野町・安田町 ・北川村・馬路村選挙区	安芸郡のうち奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	1人
長岡郡・土佐郡選挙区	長岡郡 土佐郡	1人
吾川郡選挙区	吾川郡	2人
高岡郡選挙区	高岡郡	3人
黒潮町選挙区	幡多郡のうち黒潮町	1人

附 則 (略)

3 議員定数問題等調査特別委員会委員

委員長 土 森 正 典

副委員長 上 田 周 五

委員 野 町 雅 樹

同 弘 田 兼 一

同 明 神 健 夫

同 依 光 晃一郎

同 三 石 文 隆

同 池 脇 純 一

同 大 野 辰 哉

同 塚 地 佐 智